



堀岡 敏喜 議員

## いじめ対策等のため、学校運営協議会の設置を

問

教育について聞く。

(1) 非常勤の教育委員が、月1回の定例会ですべての権限と責任を担うには当然無理もある。

そこで、教育政策の大綱設定や事務局の仕事の監督等に限定し、具体的な執行は教育長、事務局に任せ、役割分担を明確にすることが必要と考えるがどうか。

(2) 個人で解決できない児童虐待やいじめなど、地域コミュニティの強化により早く発見、解決できると考える。

そのための学校運営協議会【以下「協議会」】を提案するがどうか。

保護者や地域住民などで構成する合議制の組織。学校の基本方針への承認や教員人事等に意見が述べられるなど、一定の権限を有して学校運営に参画する。

別名コミュニティスクールと言います。各自治体教育委員会が任意で設置する。

## 評議員制度を提案していききたい

答 教育部長

(1) 法の趣旨、規定に従い適切に執行、運用していききたい。事務分担は明確にされていると考えている。

(2) 県内設置状況は22年4月現在で小学校2.2%、中学校2%で、市も設置していない。

協議会制度より、まず学校評議員制度【】の導入について教育委員会等に提案していききたい。

地域参画を主眼とする協議会に類似する組織。評議員に校長の推薦を得た者が就任し、校長の諮問機関としての意味合いが強い。

21年度の県内設置率は小学校

91.4%、中学校86.8%。協議会同様、任意設置の組織。



ウサギとふれあう会【22年10月・桜小学校】

## 低学年児に動物触れ合い授業を

問

動物飼育介在教育について聞く。

(1) 県獣医師会の活動に、動物触れ合い事業がある。

これは1、2年生を対象にウサギ等の小動物との触れ合いを通じ、命の大切さ、他人を思いやる心を学ぶものである。

桜小学校で行われた授業

## 獣医師の協力があれば進めたい

答 教育部長

(1) 子どもたちの表情、取り組みがよく、全体的にとっても有意義だったと思う。

しかし、動物アレルギーに配慮する必要があると思った。

(2) 動物と触れ合うことは、教育的に非常に効果が高いと思っている。

(3) 県獣医師会から協力を得られるならば、行われていない学校へ話をし、進めていきたい。

に教育長、教育部長が参加したが、感想を聞く。

(2) 市内小学校の飼育小屋は、飼育を通じ教育に生かしているか。どんな見解をしているか。

(3) 動物触れ合い授業を、(他校の)対象の子どもたちに受けさせたいと思う。

市として前向きに検討すべきではないか。